

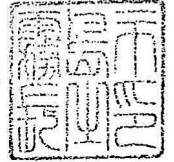


林第 303 号
平成29年11月10日



様

霧島市長 前田終止



有害鳥獣捕獲報償費の交付取消しと返還について

平成25年度から平成27年度に貴殿に交付した有害鳥獣捕獲報償費のうち、下記の分については、貴殿が他にに行った捕獲報告により報償費を受領しているものと同一個体を撮影した写真を使用されていることが判明したので、霧島市有害鳥獣捕獲報償費等交付要綱第5条の規定に基づき、その交付を取消し、返還を求めます。

返還については、同封の納付書により、別紙の金融機関で、平成29年11月30日(木)までに納付してください。

なお、納付できない場合は、同納付期限までにご連絡ください。

記

返還金額108,000円

【返還対象内訳】

事業年度	捕獲日	捕獲獣種	件数	金額
平成25年度		シカ成獣	1	12,000円
平成25年度		イノシシ成獣	1	12,000円
平成26年度		イノシシ成獣	1	12,000円
平成26年度		シカ成獣	1	12,000円
平成26年度		シカ成獣	1	12,000円
平成26年度		イノシシ成獣	1	12,000円
平成26年度		イノシシ成獣	1	12,000円
平成27年度		イノシシ成獣	1	12,000円
平成27年度		イノシシ成獣	1	12,000円
計				108,000円

連絡先

霧島市役所農林水産部林務水産課
林務水産グループ 落水田、馬渡
電話 64-0938